

第4回奥尻町議会定例会



令和6年12月6日に開会された「第4回奥尻町議会定例会」で次の事項について審議し、いずれも原案のとおり可決しました。

専決処分

●令和6年度奥尻町一般会計補正予算(第10号)

歳入歳出予算の総額にそれぞれ906万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を52億1669万9千円としました。

10月に執行された衆議院議員総選挙などの予算措置となります。

●令和6年度奥尻町一般会計補正予算(第11号)

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1006万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を52億2676万円としました。

委託業者との契約解除による会計年度任用職員の任用などの予算措置となります。

●工事請負契約の変更

奥尻町総合庁舎等建設工事(防災広場等整備工事)について、場内土砂搬出数量などの確定に伴う設計変更、電線管等埋設工事などの追加により、請負金額を6216万1千円に変更しました。

補正予算 (一般会計)

●令和6年度奥尻町一般会計補正予算(第12号)

歳入歳出予算の総額にそれぞれ9132万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を53億1808万9千円としました。

補正内容及び補正額は次のとおりです。

〔歳入〕

国庫支出金

216万5千円

(3)

おくしり議会だより

道支出金

71万6千円

教育費

1571万2千円

寄附金

248万9千円

公債費

808万8千円

繰入金

8614万7千円

諸支出金

43万7千円

諸収入

△18万8千円

〔歳出〕

補正予算
(特別会計)

議会費

12万8千円

総務費

120万3千円

民生費

638万5千円

衛生費

544万7千9百円

農林水産業費

44万8千円

商工費

36万4千円

土木費

362万2千円

消防費

46万3千円

●令和6年度奥尻町あわび種育苗センター事業特別会計補正予算(第1号)
歳入歳出予算の総額にそれぞれ55万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を4230万7千円としました。

●令和6年度奥尻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)
歳入歳出予算の総額にそれぞれ18万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億817万7千3百円としました。

●令和6年度奥尻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
歳入歳出予算の総額からそれぞれ127万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を4896万1千円としました。

●令和6年度奥尻町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)
歳入歳出予算の総額にそれぞれ181万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億1384万1千円としました。

●令和6年度奥尻町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第1号)
歳入歳出予算の総額にそれぞれ162万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2612万4千円としました。

●令和6年度奥尻町簡易水道事業会計補正予算(第4号)
収益的収入に201万3千円を追加し、総額を1億3318万5千円とし、収益的支出に174万7千円を追加し、総額を7990万2千円としました。

また、資本的収入から100万円を減額し、総額を280万円とし、資本的支出から6万3千円を減額し、総額を3643万3千円としました。

●令和6年度奥尻町公共下水道事業会計補正予算(第3号)
収益的収入に370万9千円を追加し、総額を1億2864万1千円とし、収益的支出に12万1千円を追加し、総額を9667万3千円としました。

また、資本的収入から1173万5千円を減額し、総額を5090万9千円とし、資本的支出から670万3千円を減額し、総額を6309万5千円としました。

●令和6年度奥尻町自動車整備工場事業特別会計補正予算(第2号)
歳入歳出予算の総額にそれぞれ338万円を追加し、歳入歳出予算の総額を8832万2千円としました。



●令和6年度奥尻町漁業集落排水事業会計補正予算(第3号)

収益的支出から79万5千円を減額し、総額を554万8千円としました。

また、資本的収入から1993万1千円を減額し、総額を4540万円とし、資本的支出から1047万1千円を減額し、総額を4949万6千円としました。

●令和6年度奥尻町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)

収益的収入に5622万7千円を追加し、総額を7億2768万4千円とし、収益的支出に3286万6千円を追加し、総額を8億5760万8千円としました。

また、資本的収入に171万5千円を追加し、総額を1465万5千円とし、資本的支出に343万1千

円を追加し、総額を322万4千3千円としました。

条例

●職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

人事院給与勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、本条例の一部を改正しました。

●町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

人事院勧告に基づく職員の給与に関する条例の改正に伴い、特別職の期末手当を一般職と同率の支給率とするため、本条例の一部を改正しました。

●医師の給与等に関する条例の一部を改正する条例

人事院勧告に基づく職員の給与に関する条例の改正

に伴い、医師の期末手当及び勤勉手当を一般職と同率の支給率とするため、本条例の一部を改正しました。

●議会の議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例

人事院勧告に基づく職員の給与に関する条例の改正に伴い、議員の期末手当を一般職と同率の支給率とするため、本条例の一部を改正しました。

●奥尻町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

人事院勧告に基づく職員の給与に関する条例の改正に伴い、パートタイム会計年度任用職員の期末手当を一般職と同率の支給率とするため、本条例の一部を改正しました。

●地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、条項ずれが生じるため関係条例の一部を改正しました。

●重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、健康保険等の被保険者証が廃止されるため、本条例の一部を改正しました。

に基づき議決をしました。出資する金額 1000万円

出資の相手方

株式会社Jo-in

代表取締役 越森 修平

財産の出資

地域活性化に向けたホテル開発会社に参加するための出資を地方自治法の規定

議会運営委員会

12月2日

12月6日に開会する第4回定例会の議事運営について審議し、会期は1日間とすることに決定しました。

